

新たな森林経営 管理制度がスタートします

管理が行き届いていない森林について、市町村が所有者から長期の経営委託を受け、森林の経営管理を行うことができる森林経営管理法が施行されました。

大山町でも、水源の保全や災害に強い森林づくりを目指し、本年度から取り組みを実施していきます。

◆森林の適切な管理

森林は、植林から始まり、下刈り、間伐（間引きして木の成長を助ける）、主伐（全ての木の収穫）、搬出（市場等に売る）を経る植栽のサイクル（約50年）という、とても長い期間の管理が必要になります。

手入れせずサイクルが乱れると、やがて森林は荒廃していき土砂崩れや洪水などの災害が発生しやすくなってしまう。

森林の荒廃による災害を防止し、市民の安全を守るためには、森林を適切に管理することが大切です。

◆森林経営管理法の概要

森林経営管理法では、森林所有者は伐採、造林、保育により経営管理

を行うことが規定されています。（森林経営管理法3条）

自分で森林の経営管理が困難な所有者は、市町村へ経営管理の委託が可能になります。

◆意向調査について

大山町では、森林所有者の皆さんに、12月から順次、森林経営の意向調査（アンケート調査）を行い、所有森林のこれからの経営管理の方針などを聞いた上で、今後の経営管理方法を検討していきます。

◆地区説明会

本年度、大山町では、中山地区の一部で意向調査を実施する予定です。意向調査の対象者には別途お知らせしますので、ご理解・ご協力をお願いします。

◆問い合わせ先

農林水産課

☎0858・58・6116



森林所有者



① 意向を確認



② 経営管理を委託



市町村

林業経営に適した森林

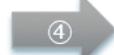


③ 経営管理を再委託



意欲と能力のある
林業経営者

林業経営に適さない森林



市町村が管理

ふぐ処理師試験が あります

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例第5条に規定するふぐ処理師試験が実施されます。

【ふぐ処理師試験】

- ◆試験日 令和2年1月31日(金)
- ・学科試験10時
- ・実技試験13時
- ◆場所 伯耆しあわせの郷

(倉吉市小田458)

◆受験手続

11月25日(月)～12月13日(金)の期間に、規定の書類を添えて、西部総合事務所生活環境局に申し込んでください。郵送は期間必着。

◆手数料 9,040円

◆問い合わせ先

西部総合事務所生活環境局

☎0859・31・9321

鳥取県最低賃金改正

時間額…790円

発効日…令和元年10月5日

詳しくは、鳥取労働局労働基準部貸金室へお尋ねください。

☎0857・29・1705